Ｃ　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

前条第１項第１号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十一　耐震改修事業に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三　集落対策に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5＋Ｃ×0.8＋Ｄ×0.2＋Ｅ×0.8

算式の符号

Ａ　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

Ｃ　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

前条第１項第１号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十一　耐震改修事業に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三　集落対策に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5＋Ｃ×0.8＋Ｄ×0.2＋Ｅ×0.8

算式の符号

Ａ　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。